

国道 24 号沿道安田町地区における新たな工業用地の確保に向けた 産業関連・農政関連の取組状況について

現在宇治市では「宇治市第 6 次総合計画」、「宇治市産業戦略」及び「宇治市都市計画マスタープラン」に基づき、国道 24 号沿道安田町地区における新たな工業用地の確保に向けた取組を鋭意進めております。

この度、事業効果を早期に発現させるため、ものづくりエリアのうち、国道 24 号東側エリアの先行着手を目指し、事業者が諸手続きを進め、10月11日付けで開発申請・農地転用の許可が下りましたことから、これまでの取組状況等について報告いたします。

1. これまでの取組状況

令和 3 年 9 月 24 日	地域未来投資促進法基本計画	： 国同意
令和 4 年 9 月 28 日	地域未来投資促進法土地利用調整計画	： 京都府同意
令和 5 年 1 月 18 日他	地域未来投資促進法地域経済牽引事業計画	： 京都府承認
2 月 27 日	地域未来投資促進法土地利用調整計画	： 京都府変更同意
令和 6 年 1 月 19 日	宇治農業振興地域整備計画変更（農振除外）	： 公告
	宇治市都市計画地区計画	： 告示
2 月 27 日	地域未来投資促進法土地利用調整計画	： 京都府変更同意
7 月 5 日	〈農業委員会〉ものづくりエリア国道東側工区農地転用申請に係る 農業委員会	： 農業委員会意見について審議
7 月 27 日	〈事業者〉ものづくりエリア国道東側工区	地元説明会
9 月 18 日	地域未来投資促進法土地利用調整計画	： 京都府変更同意
10 月 11 日	ものづくりエリア国道 24 号東側工区	開発申請・農地転用
		： <u>京都府許可</u>

2. ものづくりエリア国道東側工区の開発に伴う造成工事について

期間：令和 6 年 10 月～令和 7 年春（予定）

各種手続きの概要

市の関連する計画において、産業立地の位置づけを行っている

- ・第6次総合計画
- ・産業戦略
- ・都市計画マスタープラン

【産業関連】

地域未来投資促進法による手続き

- ・令和3年9月 基本計画 (国) 同意
- ・令和4年9月 土地利用調整計画 (府) 同意
- ・令和5年1月他 地域経済牽引事業計画 (府) 承認

同法の特例措置を受けて原則不許可である

- ・農振農用地区域からの除外
- ・第一種農地等の転用許可

が可能となった

市街化調整区域における
地区計画の運用指針

農振農用地区域からの除外の準備が整った区域から着手

ものづくりエリア

【都市計画関連】

地区計画（案）
【都市計画審議会に報告】

令和5年9月

地区計画
【都市計画審議会に付議】

令和5年11月

地区計画の決定

令和6年1月19日

【農地関連】

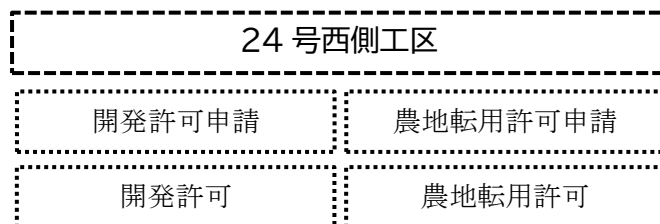
農業振興地域整備計画変更（農用地区域の変更）
【農業振興協議会に諮問】

令和5年4月

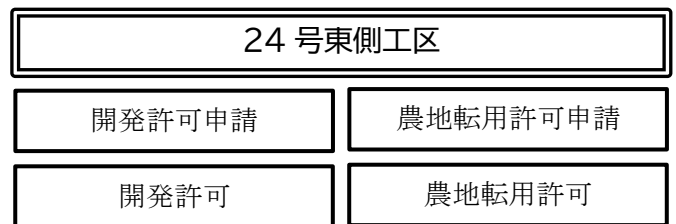
農業振興地域整備計画変更（農用地区域の変更）
【農業振興協議会から答申】

令和5年8月

農業振興地域整備計画変更（農用地区域の変更）
【策定】



各種手続きが完了次第、工業用地の造成工事に着手



令和6年10月11日

造成工事着手(R6.10月～R7春)

工業用地完成

概要図

資料2

